

総務文教常任委員会
資 料

令和2年12月3日

教育委員会 教育振興部 教育総務課

教育委員会 教育振興部 生涯学習課

教育委員会 こども未来部 こども教育課

目 次

東条地域の小中学校閉校後の生涯学習施設の活用 方針（案）並びにアフタースクールの運営について

- 1 東条地域の小中学校閉校後の生涯学習施設の活用
方針（案）について ・ ・ ・ ・ ・ P1～P19
- 2 東条地域のアフタースクールの運営について
・ ・ ・ ・ P20～P22

1 東条地域の小中学校閉校後の生涯学習施設の活用方針（案）について

I 趣 旨

東条地域の小中学校閉校後の生涯学習施設の活用方針を決定するためには、市全体のまちづくりの方向性と整合を図り、多様化する市民ニーズに対応しながら、将来的な財政負担を抑えつつ、安全で利用しやすい施設へと再編していく必要があることから、主に 3 つの視点（(1)地域コミュニティの場の確保、(2)防災機能の確保、(3)教育・公共目的での活用）から検討し、その案をもって地域と協議していきます。

また、上記の 3 つの視点から活用方針を決定していくには、平成 24 年 3 月作成の「公共施設マネジメント白書」や平成 29 年 3 月策定の「加東市公共施設等総合管理計画」での考え方に沿って進めていく必要があります。これらの白書や計画の中で、市が保有する全ての公共施設について、施設の機能や市民サービスを維持するための改修は相当困難のため、優先順位付けによる改修や施設の統廃合、多用途への活用が必要であるとしており、具体的には 7 つの基本方針を掲げています。

今回、東条地域の小中学校閉校後の生涯学習施設の活用方針については、次の 4 点に着目し進めます。

1 点目は、加東市公共施設適正配置計画では、効率よく施設を活用するために、地域にバランスよく配置するのではなく、状況により施設の統廃合を決定するとしていますが、避難場所や防災備蓄倉庫は学校区で必要な施設を配備する必要があることから、地域のバランスを考慮して東条東小学校、東条西小学校及び東条第一体育館を活用します。

2 点目は、複合化・多機能化により施設の総量を抑制します。地域のコミュニティ活動拠点や、避難場所といった複数の機能を持たすことで、施設の重複や必要数を抑制します。

3 点目は、転用施設の有効活用が期待される場合は、必要に応じ減築や長寿命化を図ります。

4 点目は、安全・安心の視点による施設整備を行います。閉校する両小学校に避難場所や防災備蓄機能を整備することで、災害時の拠点施設としての機能を備えます。

II 活用方針（案）（詳細は P4 参照）

東条地域の小中学校閉校後の生涯学習施設の活用方針を検討した結果、加東市公共施設等総合管理計画どおり、コミュニティセンター東条会館の機能を耐震化対策が終了している東条東小学校（北側校舎）に集約し、転用後にコミュニティセンター東条会館は廃止します。

東条第二体育館についても、加東市公共施設等総合管理計画どおり廃止します。

一方、加東市公共施設等総合管理計画において、東条第一体育館は廃止としていましたが、施設利用者の活動場所を確保する必要性について総合的に判断し、長寿命化改修工事等を行い使用します。そのため、社会体育施設として重複する東条東小学校体育館は解体しますが、大規模降雨でも洪水浸水のおそれがない東条西小学校体育館は改修し、避難場所及び社会教育施設等として活用します。

なお、各施設の主な活用方針は次のとおりです。

○東条東小学校の跡地

- ・南側校舎（3 階建）、プール、体育倉庫及び体育館は解体します。
- ・北側校舎（2 階建）を改修し、各部屋を避難場所、防災備蓄倉庫、アフタースクール、地域子ども教室及び地域コミュニティ活動拠点（学校・コミュニティセンター東条会館運営協議会の活動）として活用します。
- ・グラウンドにある借地（3,545 ㎡）は地権者に返還します。
- ・駐車場やグラウンドはごみの拠点回収、アフタースクール及び貸し出し用のグラウンドとして、また、災害が発生した場合は防災広場（車中泊避難）として活用します。

○東条西小学校の跡地

- ・校舎及びプールは解体します。
- ・体育館は改修し、避難場所、小学生チャレンジスクール及びスクールバスの乗務員の待機場所として活用します。
- ・体育倉庫は防災備蓄倉庫として活用します。
- ・グラウンドは貸し出し用のグラウンドとして、また、災害が発生した場合は防災広場（車中泊避難）として活用します。
- ・校舎跡地部分は福祉団体の活動の場として、活用を目指します。

○コミュニティセンター東条会館

- ・改修した東条東小学校の北側校舎（2 階建）に機能を移設後、解体します。

○東条第一体育館及び東条第二体育館

- ・将来的な財政負担を抑え、市内体育施設利用団体の意見も参考に、東条第一体育館を改修し活用します。
- ・東条第二体育館は解体します。

Ⅲ 加東市公共施設適正配置計画（年次計画）と本提案との財政比較等（詳細は P18 参照）

令和 3 年度から令和 5 年度までの比較

（単位：千円）

		臨時経費	経常経費	合計
加東市公共施設適正配置計画（年次計画）	A	1,091,318	29,100	1,120,418
本提案	B	1,074,548	31,100	1,105,648
差額	B－A	－16,770	2,000	－14,770

本提案の臨時経費 1,074,548 千円には、アスベスト除去及び長寿命化改修に係る経費 502,618 千円を含んでいます。

IV 本提案の財源

1 交付金等

(1) 交付金

【閉校後の校舎と体育館】

- ・ひょうご地方創生交付金（事業費 1/2）

【社会体育施設】

- ・学校施設環境改善交付金（1/3）
- ・ひょうご地方創生交付金（事業費 1/2）

(2) 助成金

【コミュニティセンター】

- ・コミュニティ助成事業（事業費 3/5 以内に相当する額 15,000 千円限度）（宝くじ）

【体育館】

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金
（スポーツ施設等整備事業 20,000 千円又は 100,000 千円限度）

2 起債

(1) 一般事業債（一般分）（石綿）

(2) 学校教育施設等整備事業債

(3) 防災対策事業債

(4) 緊急防災・減災事業債

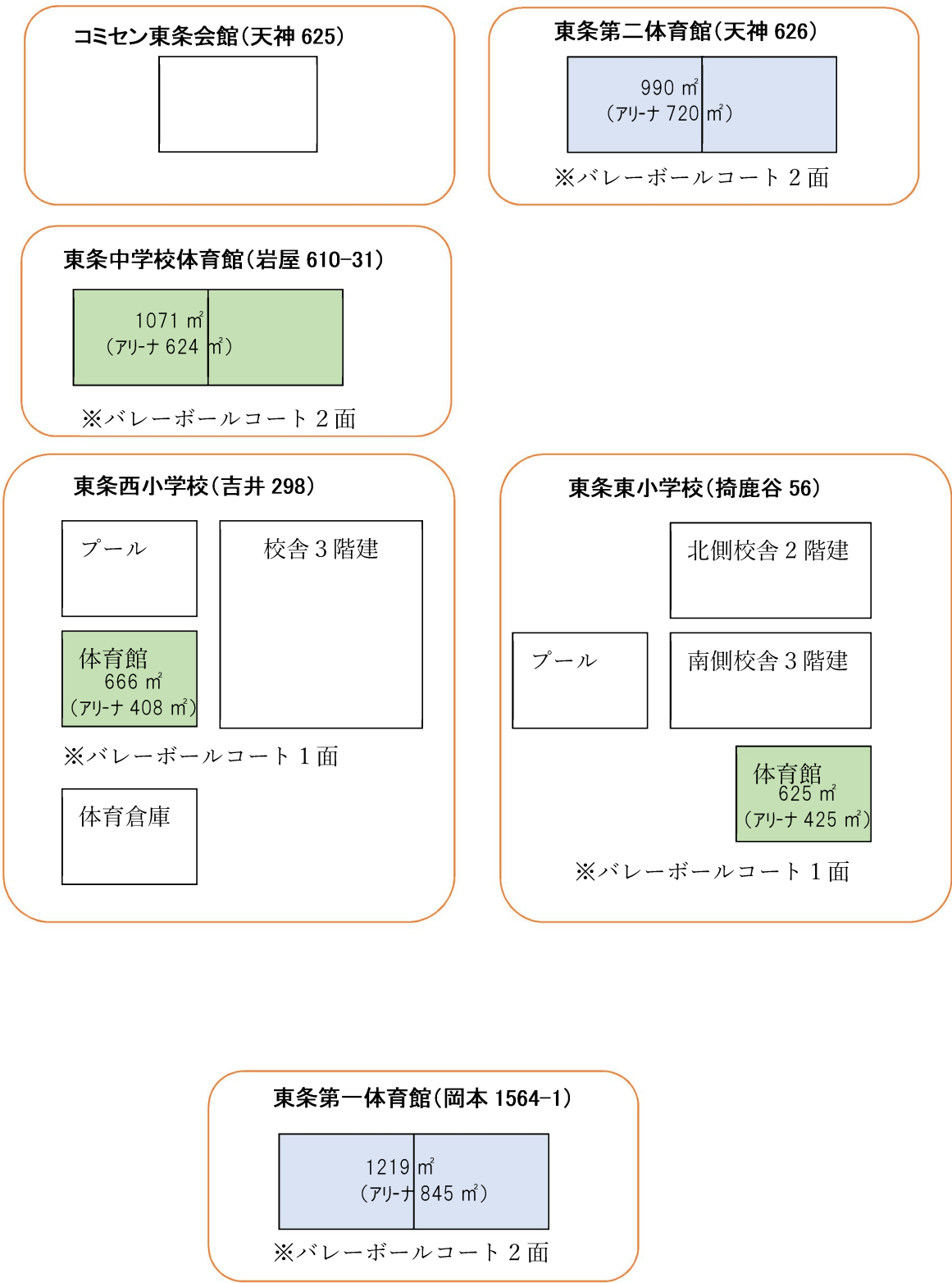
令和2年度で終了予定であるが延長の可能性も考えられる。その際には活用します。

(5) 公共施設等適正管理推進事業債

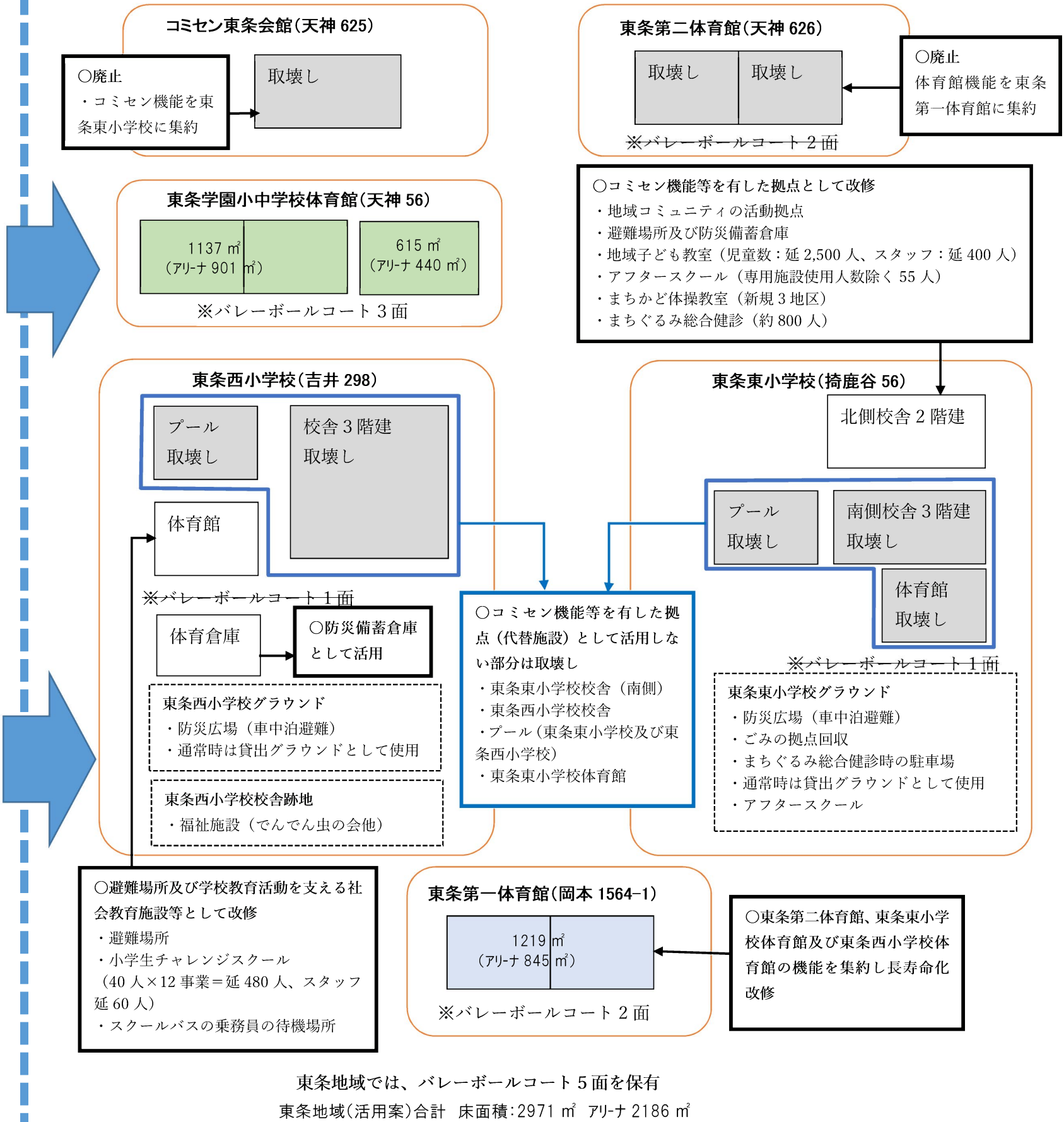
令和3年度で終了予定であるが延長の可能性も考えられる。その際には活用します。

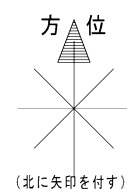
※事業費の財源は、現時点で活用が可能な補助金、交付金及び起債を記載していますが、今後より有利な補助制度等が創設された場合は適宜変更を行います。

東条地域の公共施設現状（抜粋）



東条地域公共施設（活用案）

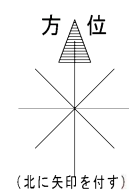




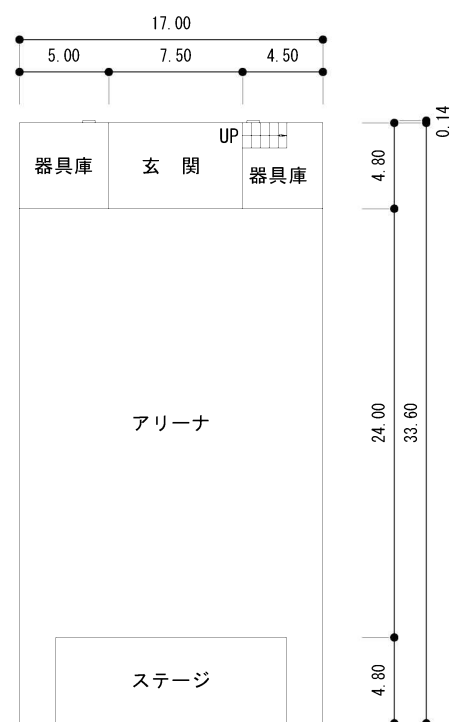
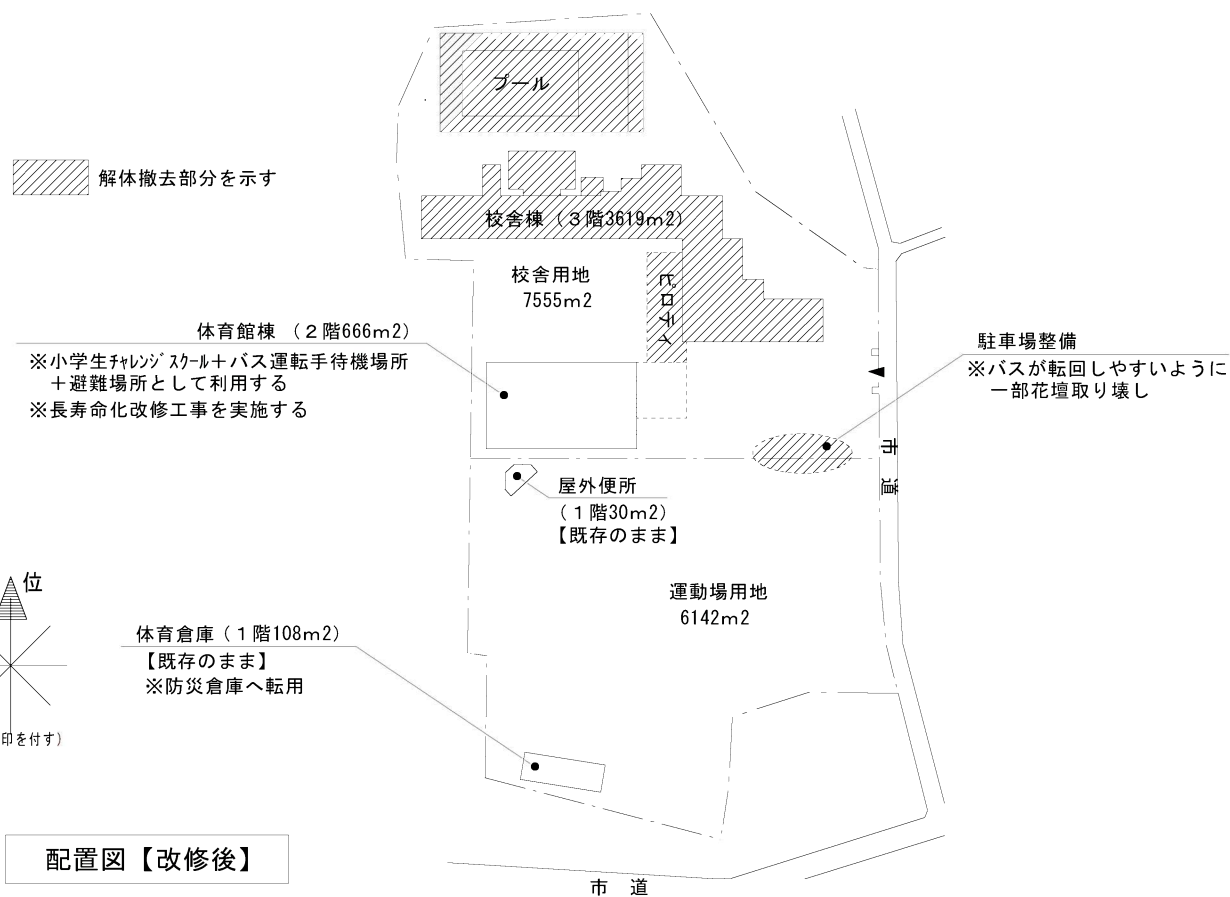
配置図【改修前】



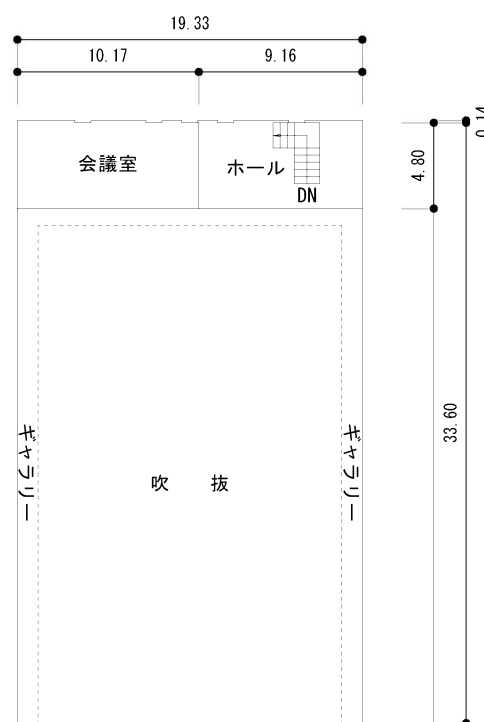
解体撤去部分を示す



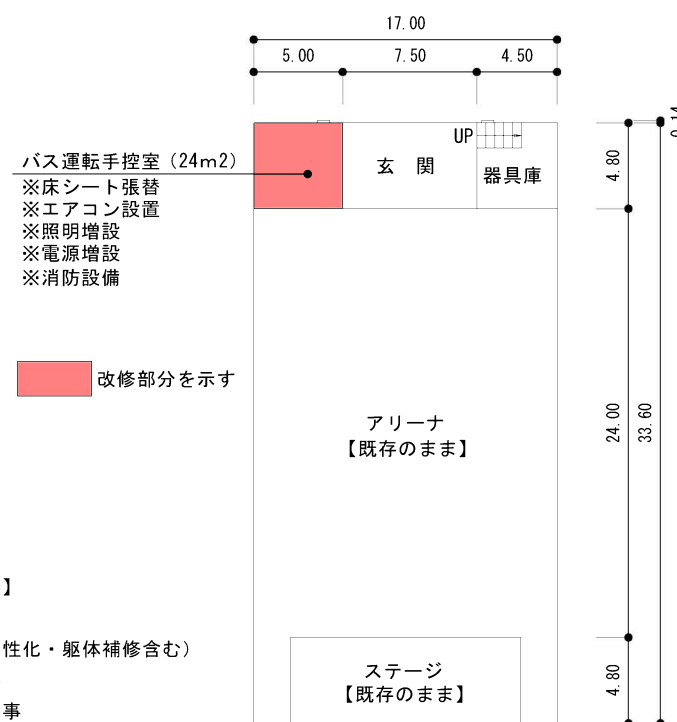
配置図【改修後】



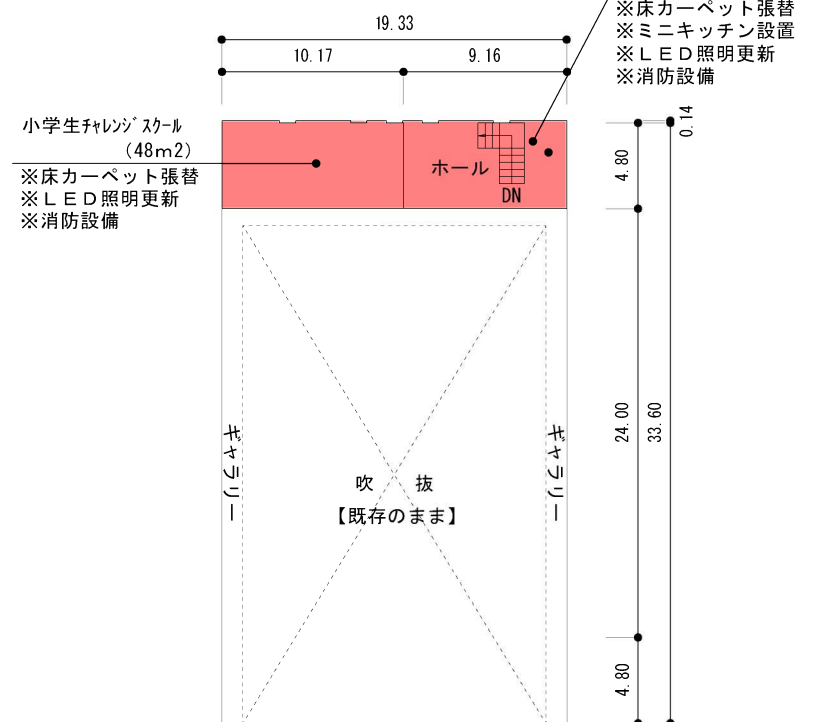
体育館棟 1階【改修前】



体育館棟 2階【改修前】

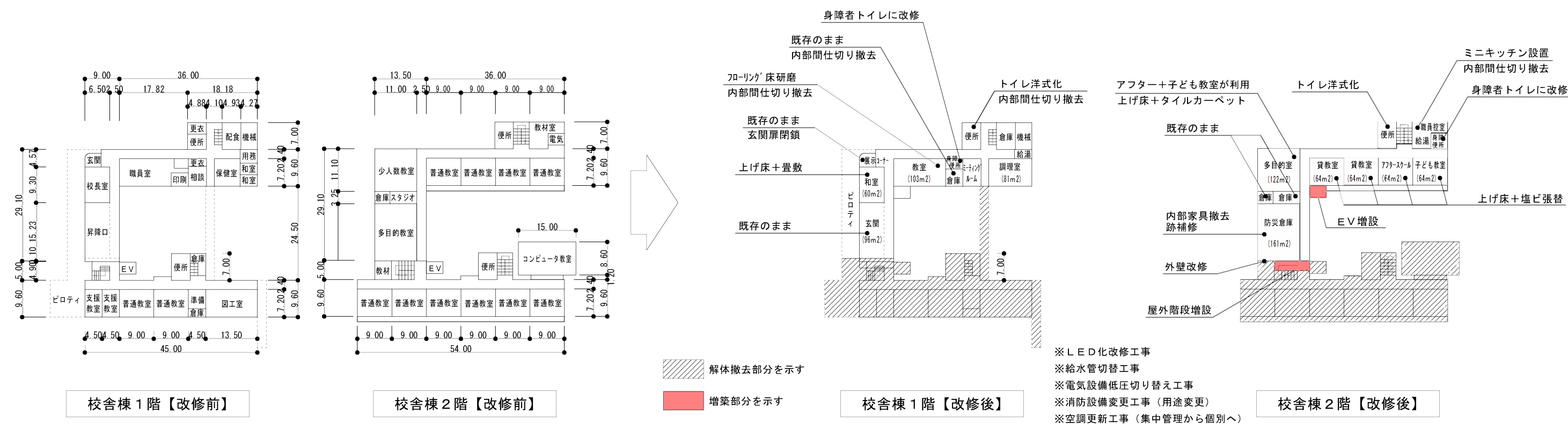
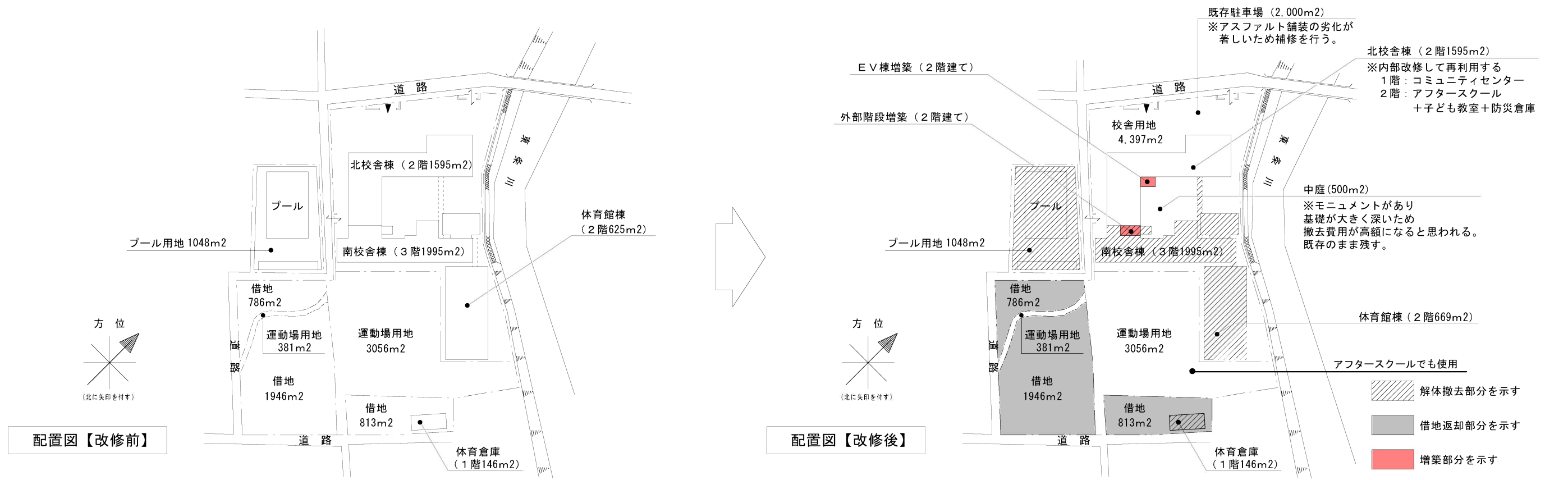


体育館棟 1階【改修後】



体育館棟 2階【改修後】

- 【長寿命化改修工事】
- ※屋根塗装工事
 - ※外壁改修工事（中性化・躯体補修含む）
 - ※外部建具改修工事
 - ※アスベスト撤去工事



東条東小学校 閉校後施設利用計画案

